

別府市子育て世帯訪問支援事業



家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児などの支援を行います。

支援内容

- ①家事支援(食事の準備・後片付け、洗濯、掃除、買い物の代行 など)
- ②育児・養育支援(おむつ交換、沐浴補助、保育所等の送迎、一時的な子どもの保育 など)

ご利用 できるかた

別府市に居住し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦のいる家庭で、訪問支援が必要と別府市が認めたご家庭

- (例) * 食事や生活環境について保護者の養育を支援することが必要なご家庭
 * 若年妊娠や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦のいる家庭
 * 家事や家族の世話・介護などで、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーがいる家庭 など

利用日と 利用時間

利用日 月曜日～土曜日
 利用時間 [通常]午前8時～午後6時
 [早朝]午前6時～午前8時 [夜間]午後6時～午後10時

早朝・夜間に利用する場合は、1時間あたり550円の割増料金が発生します。

利用者 負担額

世帯の区分に応じて、料金が異なります

世帯区分	年間利用時間数	利用者負担額	
		※延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	～192時間	0円	0円
市民税非課税世帯	～96時間	0円	0円
	97時間～192時間	300円	190円
市民税所得割課税額77,101円未満世帯	～48時間	0円	0円
その他世帯	49時間～192時間	600円	370円
	～192時間	1,500円	930円

※早朝・夜間に利用する場合は、550円/時間の割増料金が発生します。

(例)
 その他世帯で1回(2時間)の利用
 …1,500円×2時間+930円/回
 =3,930円

※1回の訪問につき2時間以内の支援を基準とし、原則月30時間以内又は年48時間以内で利用できます。(ただし、別府市が必要と認めるときは、年192時間まで延長することができます。)

利用方法

- ① こども家庭課へ電話をする
 ・担当者が面談の日程を調整します。
- ② 面談を受ける
 ・事業の内容などについてご説明し、利用の意思を確認させていただきます。
- ③ 市と事業所が訪問する
 ・市と事業所で訪問し、ご家庭の状況を確認させていただきます。
 ・利用の意思を再度確認させていただきます。
- ④ 利用申請を提出する
 ・利用を希望される場合は、利用申請書を提出していただきます。
- ⑤ 利用の決定を受ける
 ・支援について市で審査を行い決定します。
 ・利用が決定したら、決定通知書をお送りします。
- ⑥ 市と事業所が訪問する
 ・市と事業所で訪問し、支援内容(期間や回数、日程など)についてご相談させていただきます。
- ⑦ 訪問支援を受ける



<お問い合わせ先> 別府市こども家庭課 こども支援係
 〒874-0931 別府市西野口町15番33号(別府市保健センター 2階)
 TEL:0977-21-1239 E-mail:cf-ch@city.beppu.lg.jp